会計および監査事項に関する内部告発者方針

疑わしい財務および監査事項の報告に関する手順

2020 年 8 月 20 日採用

I. 目的

疑わしい会計および監査事項に関する申し立ての受領、保存、処理にかかわる手順、および 2002 年に制定された米国企業改革法で指定されるこのような疑わしい事項の報告を促す手順を確立するため。内部告発者による他のタイプの申し立てを提出する手順（例：会計および監査に無関係の事項）については、Maxeon 社の Code of Business Conduct and Ethics（企業行動・倫理規範）に別途記載する。必要に応じて該当する方針をご覧ください。

II. 方針

Maxeon 社の取締役会と完全に独立した監査委員会は、Maxeon Sloar Technologies Ltd.の社員およびその子会社・関連会社（以後、集合的に「Maxeon 社」または「会社」という）の社員に対し、疑わしい会計、社内会計管理もしくは監査方法、手順もしくは活動、米国証券取引委員会への申請、ニュースリリースの発表といった、Maxeon 社が公的な方法で重大な情報を適切に開示していない、あるいは、法人不正事件に関わる事例について、Maxeon 社のコンプライアンス・倫理ヘルプラインへ報告するように推奨しています。 このヘルプラインはその報告内容を法務部に通報し、その後、その情報を会社のグローバル監査責任者（HGA）および監査委員会委員長に報告します。 報告または申し立ては機密情報扱い、もしくは匿名として報告することができます。

財務、会計または監査についての疑いのある事象に対する申し立て、またはかかる情報の告発を行った社員に対し、その正当な行為への報復の意味で会社が社員に不利益な措置をとることがあってはなりません。 特に、会社が次の件についての報復として社員に対し、雇用に関する不利益な措置をとることはありません。

A. 善意によって行われた、財務関連の不正行為または財務関連以外の不正行為についての疑わしいものも含めた、あらゆる報告。
B. 会社またはあらゆる米国連邦、州、または地方の規制機関または当局（または米国外でそれに相当する機関）によって行われる調査において、直接的または間接的に、情報を提供する、または結果的に情報が提供される原因となる。
C. 政府の安全、健康、差別、迷惑行為など、適用法、規則、規制の違反に関する報告。
D. 不正行為の報告に関連して、調査、審理、訴訟、もしくは他の行政による取り調べに参加する。

本方針は会社による不正行為または疑わしい不正行為の報告を社員に促し、社員は誠意をもって行動し、虚偽の告発を行わないと推定します。 故意、もしくはいい加減に、誠意のない申し立てまたは摘発を行う社員は、雇用関係の解除を含め懲戒処分の対象となります。

上記の A から D で述べられた内容を含め、この方針のもとで、財務上の不正行為、もしくは財務以外の不正行為を報告したことに対する報復の目的でとれらた、当該社員に不利益な措置に

対する申し立ては、調査のために人事部、法務部、最高経営責任者（「CEO」）、および/または監査委員会の委員長に提出するものとします。 誠意をもって不正行為の報告を行った社員に対し、報復行為を行った社員は、最高で雇用関係の解除を伴う懲戒処分の対象となります。

III. 手順

1. 監査委員会は会社に対し、現在および将来を含むすべての社員に、本内部告発に関する方針の添付文書 1 に定められた、会計上の不正行為もしくは疑わしい財務上の慣習についての申し立て、もしくは報告を行うための手順を告知するよう指示します。監査委員会ではすべての第三者組織の関係者による告発についても、社員による告発と同様に取り扱うものとします。

2. 経営責任者、もしくは取締役会役員に対し、疑わしい財務上の慣習について申し立てまたは告発があった場合には、直ちに、監査委員会の委員長および HGA に報告し、検証、聞き取り、調査を行うものとします。監査委員会の委員長または HGA がこの申し立てに関わっている場合、申し立ては監査委員会で事案に関わっていない委員に、検証、聞き取り、調査のために報告されます。検証、聞き取り、調査に関わる担当者は、適用法および規制の定めに従ってそうした措置をとり、適切な顧問弁護士に相談するものとします。

3. 監査委員会は、直接報告された申し立て、もしくは、小委員会、あるいは、第三者組織への委任を含む、監査委員会が適切と見なした提供情報の検証、聞き取り、調査を行うものとします。申し立てまたは告発の文書による記録とその処分は、監査委員会が準備するか、監査委員会の委員の指示で準備し、監査委員会の公式文書として、最低でも 10 年間、社外の顧問弁護士が保管するものとします。

4. 検証、聞き取り、調査が終了した時点で、該当する場合は、監査委員会がその財務上の慣習、手順、報告に対し、何らかの変更を勧告し、Maxeon 社の取締役会に対し、不当な行為への、最高で雇用関係の解除を含む、懲戒処分、適切な政府当局への報告を勧告するものとします。

5. 監査委員会は、会社がそうした事案を開示すると決定した、または法律によってそのように定められている、あるいは、Maxeon 社の利益を最優先にして開示を決めたのでない限り、申し立ておよび勧告を極秘扱いとします。。

6. 監査委員会は定期的にこの方針を見直し、本手順に何らかの変更を加える必要があるかどうかを判断します。監査委員会は Maxeon 社の社員に著しい影響を及ぼす変更が本方針に加えられた場合、もしくはこの手順が施行された場合には、直ちに Maxeon 社の社員に通知するものとします。

会計および監査関連事案に関する内部告発の方針の添付文書 1

<u>会計および監査事項に対する社員の申し立て手順</u>

Maxeon 社は、「門戸開放」方針をとっており、Maxeon 社の経営陣は職場で起きている問題について、直接皆さんの声に耳を傾けます。当社の企業価値は「より高い基準を守る」ことに重点を置き、すべての社員が正直で倫理的な方法で業務に取り組むことを期待しています。当社は米国のすべての証券取引法ならびに該当する規則、会計基準、会計管理、および監査方法（米国内または世界中どこにおいても）に準拠することに尽力しています。

こうした原則を順守するために、あらゆる不正行為を報告することで、社員の皆さんにも誠実な Maxeon 社を守り続けていくためにご協力いただきたいと考えています。こうした努力を支えるため、Maxeon 社の社員はすべて、会計、社内の会計管理、監査慣習、手順、その他、下記を含むがこれに制限されることのない様々な活動（まとめて「会計および監査関連事案）について疑いがある場合にはそれらについて報告することができます:

- 会社の財務諸表の準備、評価、検証、監査における不正行為または作為的な間違い
- 会社の帳簿・記録の記載および保守管理における不正行為または作為的な間違い
- 会社の社内管理の不備、および不準拠
- 会社の財務記録、財務報告書、監査報告書に記載の事実について、上級管理者または会計担当者が行う虚偽の報告または誤った記述
- 会社の独立した監査担当者の一連の活動において、監査担当者を誤った方向に導こうとしたり、不適切に影響を及ぼそうとする行為
- 証券取引委員会への申請、ニュースリリース、および任意の重大な虚偽の告知、または会社の事業および財務条件、業績、もしくは、業績予想報告などのキャッシュフローに関する重大な不正表示または省略などの重大な Maxeon 社の情報を公的な方法で適切に開示していないなど、会社の財務条件に関する詳細かつ公正な報告を行っていない
- 会社資産の不適切な支出
- 会社所有物（専有情報の開示を含む）の不適切な使用
- 株式取り引きにおける非公開会社情報の使用
- その他の会社の不正行為

電話またはウェブベースのレポートで、Maxeon 社のコンプライアンスおよび倫理ヘルプライン（「ヘルプライン」）を管理する、独立した第三者組織のサービスにおいては、必要であれば匿名で申し立てることができます。第三者組織のサービスはその後、Maxeon 社の法務部門にその申し立てを転送し、会社の上級 HGA および Maxeon 社の監査委員会の委員長にその内容を転送するものとします。この委員会は Maxeon 社の経営陣とはまったく異なるメンバーで構成されます。

監査委員会は次の内容に関して、次に示す手順を策定しました。 (1) 会計および監査関連の事案に関する考慮事項について社員が機密扱い、匿名にて報告する (2) 会計および監査関連の事案に関する申し立ての受領、保持、措置。

<u>申し立ての報告</u>

- 社員は、ヘルプラインを運営する独立した第三者組織のサービスプロバイダーに対し、いつでも会計および監査関連事案について、不正行為の証拠、申し立て、懸念事項を報告できるものとします。この報告は電話を介して口頭で、もしくは文書としてウェブベースの書式を通じて行うことができ、社員の自由裁量で機密にまたは匿名で報告することもできます。申し立て、もしくは懸念事項は、国別の通話無料番号および/または https://maxeon.ethicspoint.com を通じて報告するものとします。
- 社員は会計および監査に関する事案についての申し立てを Maxeon 社の経営陣または Maxeon 社の上級管理職に報告することもできます。社員または第三者組織より会計および監査関連の事案について申し立てを受け取った Maxeon 社の上級管理職は、ヘルプラインを管理する第三者組織のサービスプロバイダーまたは監査委員会に直接委ねるものとします。
- 匿名で申し立てを行う社員は、（文書で提出する場合）報告書の控えを保存し、報告を行った日時も記録しておくよう勧めます。また、報告を書面で行わなかったときは、報告内容についても書き留めておきましょう。
- 報告の際、社員は名前、日付、場所、催された行事、その行為がなぜ不正と思われるかの社員の見解など、可能な限り詳しい情報を報告するように勧めます。
- ヘルプラインを通じて匿名で報告する方法を選択した社員には、ヘルプラインを運営する第三者組織より報告書の暗証番号が付与されます。　匿名での報告を行う社員は、報告内容の状況を第三者組織の管理者に確認する手段として暗証番号を使用することができます。また、同時に、第三者組織の管理者は、その機会を通じて、その社員の申し立て、または会計および監査に関する事案についての報告に関する監査委員会よりの質問を伝えられるものとします。

申し立ての措置

- 申し立てを受け取った時点で監査委員会は次の措置をとります。(i) 会計および監査に関する事案において申し立てが実際に起きているかを判別する。 (ii) 可能であれば、送信者に申し立ての受領を通知する。
- 会計および監査に関する事案についての申し立ては、監査委員会、もしくは、監査委員会の命令および監督の下で、監査委員会が適切と見なす他の人物が、顧問弁護士の助言を受けながら検証するものとします。このときに使用する顧問弁護士は、Maxeon 社が通常使用する顧問弁護士であっても、なくてもかまいません。機密性は適切な検証を行うのに必要な範囲内で、可能な限り保持されます。
- 監査委員会による検証が完了し、唯一の合理的な判断が確定した段階で、迅速かつ適切な修正措置をとるものとします。
- 申し立てまたは告発の文書による記録とその処分は、監査委員会が準備するか、監査委員会の委員の指示で準備し、監査委員会の公式文書（該当する場合は電子記録の保管ストレージスペースを含む）として、最低でも 10 年間、社外の顧問弁護士が保管するものとします。
- 会計および監査に関する事案について誠意をもって告発を行った社員の合法的行為に対し、Maxeon 社が、当該社員への、解雇、降格、出社停止、脅迫、いやがらせ、あるいは、雇用にまつわる諸条件で何らかの差別を行うことは一切ありません。

政府機関への申し立て

全社員は次のことを行う権利を有します。

- 米国の州法、連邦法、または規制（または米国外でそれに相当するもの）の潜在的な違反を、政府機関または自己規制機関に報告する。
- 自己規制機関または任意の米国連邦、州、または地方の規制もしくは法の執行機関（または米国外でそれに相当するもの）からの照会に自主的に協力し、回答する。
- 会社への事前の通知、または承認なく、法の執行機関または規制機関に告発する、もしくは情報を開示する。
- 正規の出頭命令に対し、正直に回答する。

すべての社員には、会社に対し内部的、もしくは政府機関、自己規制機関のいずれかに、社員が潜在的な法律違反があると合理的に信じる情報を告発しても、それを理由に報復を受けない権利があります。社内、もしくは政府機関または自主規制機関のいずれかに対し、潜在的な不正行為などを告発した人物に報復措置をとることは米国連邦法（および米国外のその他管轄の法）に違反します。報復措置とは、社員が実行した合法的な行為を理由として、解雇、降格、出社停止、脅迫、いやがらせ、あるいは雇用にまつわる諸条件に何らかの差別を行うことなどが該当します。社内、もしくは政府機関または自主規制機関のいずれかに対し、潜在的な不正行為などを告発した社員に報復措置をとることは連邦法に違反します。

社員は、本方針または他の文書に記載の内容にかかわらず、社員と会社との間で結んだ機密保持同意書の存在およびその条項などを含め（雇用または契約解除契約を含む）、機密扱いの会社情報を任意の政府機関または自己規制機関に開示することができます。

会社は、法令、もしくは規制の潜在的な違反についての報告、もしくは申し立てを撤回するよう社員に求めることはできません。また、社員に支払など、そうした行動を起こさせるものを提供することもできません。

報奨金など、内部告発者としての社員の権利および補償は、適用される公益通報者保護法のもとで保護され、これは紛争前仲裁合意契約など、何らかの同意、方針、もしくは雇用条件などで放棄することはできません。

社員が潜在的に法律に違反する行為に加担していた場合であっても、当該社員は適用される公益通報者保護法に定められる機密および報復行為からの保護を受ける権利を有し、そうした法のもと報奨を受け取る権利を有します。

内部告発に関する方針について何らかの質問がある場合は、法務部までお問い合わせください。